

公益信託認可等に関する審査基準（案）の概要について

1 策定の理由

公益信託制度は、民間の財産を活用して公益活動を行うための制度として、旧信託法（公益信託ニ関スル法律に改題）（大正11年法律第62号）において創設されたものである。令和6年に、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するための環境を整備するため、公益信託ニ関スル法律が公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）に全部改正され、公益信託制度が抜本的に改正された。

法令の改正に伴い、法令の適用に当たり留意すべき事項（法令等の解釈・運用）及び審査・処分の基準・考え方を示すものとして、内閣府の公益認定等委員会は「公益信託認可等に関する運用について」（公益信託認可等ガイドライン）の策定を行った。

そこで、本県でも内閣府の方針を踏まえ、全国的な基準・考え方と合わせた、千葉県における審査基準の策定を行う。

2 審査基準（案）の内容

千葉県知事が行う公益信託認可等（公益信託に関する法律第7条、第12条及び附則第4条に規定する認可）について、公益信託認可等ガイドライン（当該ガイドラインにおいて参考する公益認定等ガイドラインを含む。）を行政手続法第2条第8号ロの審査基準とする。

3 施行予定日

令和8年4月1日